

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案による独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人通則法</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 行政法人評価制度委員会（第十二条―第十条の八）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節 通則（第二十七条―第二十八条の二）</p> <p>第二節 中期目標行政法人（第二十九条―第三十五条の三）</p> <p>第三節 行政執行法人（第三十五条の四―第三十五条の七）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一節 中期目標行政法人（第五十条の二―第五十条の十）</p> <p>第二節 行政執行法人（第五十一条―第六十三条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的等）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各行政法人の名称</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人通則法</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 独立行政法人評価委員会（第十二条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節 業務（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第二節 中期目標等（第二十九条―第三十五条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一節 特定独立行政法人（第五十一条―第六十条）</p> <p>第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条―第六十三条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的等）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法</p>

、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、行政法人制度の確立並びに行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「行政法人」とは、中期目標行政法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要であり、かつ、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のない事務及び事業であつて、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（次項において「公共上の事務等」という。）のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ中期的な視点に立つて効果的に執行することが求められるものを行うことを目的とする法人であつて、国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づきその事務及び事業を効率的に行うものとして個別法で定めるものをいう。

3 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関係の下に確実に執行することが求められるものを行う

人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

ことを目的とする法人であつて、国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づきその事務及び事業を効率的に行うものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性等)

第三条 行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施される必要があるものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、行政法人の事務及び事業の特性並びに行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

2 第四条 各行政法人の名称は、個別法で定める。

中期目標行政法人のうち、その主要な業務として、科学技術に関する試験、研究又は開発(以下この項において「研究開発」という。)に係る事務及び事業を実施し、公益に資する研究開発に係る事務及び事業の最大の成果を得ることを目的とするものとして個別法で定めるもの(以下「国立研究開発行政法人」という。)については、その名称中に国立研究開発行政法人という文字を使用するものとする。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

2 第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。
(新設)

(目的)
第五条 各行政法人の目的は、第二条第二項又は第三項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)
第六条 行政法人は、法人とする。

(事務所)
第七条 各行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎等)

第八条 行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各行政法人に出資することができる。

3 行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

(登記)
第九条 行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(目的)
第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)
第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)
第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎等)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

(登記)
第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 (略)

(名称の使用制限)

第十条 行政法人でない者は、その名称中に、行政法人という文字を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、行政法人について準用する。

第二節 行政法人評価制度委員会

(設置)

第十二条 総務省に、行政法人評価制度委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務等)

第十二条の二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

2 (略)

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

(新設)

一 第二十八条の二第二項の規定により、総務大臣に意見を述べること。

二 第二十九条第三項、第三十二条第六項、第三十五条第四項又は第三十五条の六第七項の規定により、主務大臣に意見を述べること。

三 第三十五条第五項の規定により、主務大臣に勧告をすること。

四 第三十五条の二の規定により、内閣総理大臣に対し、意見を具申すること。

五 行政法人の業務運営に係る評価（次号において「評価」という。）の制度に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること。

六 評価の実施に関する重要事項を調査審議し、評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べること。

七 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 委員会は、前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

(組織)

第十二条の三 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十二条の四 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(新設)

(新設)

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第十二条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十二条の六 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第十二条の七 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条の八 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(設立の手続)

第十三条 各行政法人の設立に関する手続については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は第一項の法人の長となるべき者の指名について、同条第二項の規定は第一項の監事となるべき者の指名について、それぞれ準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

第十七条 行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

(役員)

第十八条 各行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

(設立の手続)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手続については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員
の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)
第十九条 法人の長は、行政法人を代表し、その業務を
総理する。

2・3 (略)

4 監事は、行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員
に対して事務及び事業の報告を求め、又は行政法人の
業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、行政法人の子法人(行政法人がその経営を支配している
法人として内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。
)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務
及び財産の状況の調査をすることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の
報告又は調査を拒むことができる。

8 (略)

(法人の長等への報告義務)

第十九条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の
行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認
めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に
違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め
るときは、遅滞なく、その旨を法人の長(当該役員が

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、
個別法で定めるところにより、他の役員を置くこと
ができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する
役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で
定める。

(役員職務及び権限)
第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業
務を総理する。

2・3 (略)

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

(新設)

(新設)

(新設)

5 (略)

(新設)

法人の長である場合においては、主務大臣）に報告しなければならない。

（役員の内命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

- 一 当該行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

3 主務大臣は、前二項の規定による法人の長又は監事の任命を行おうとするときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して候補者を募集するものとする。

- 一 行政法人の業務の実績及び現に法人の長又は監事の職にある者が挙げた顕著な業績に照らして当該者を再任することが適当である場合
- 二 法人の長又は監事の職にあつた者が欠け、かつ、緊急に補欠を行う必要がある場合

3 前二号に掲げるもののほか、当該行政法人の事務及び事業が国の行政機関の政策の遂行との適切な連携の下に行われる必要があることその他の当該事務及び事業の特性に照らして、当該事務及び事業を行うために欠くことのできない専門的な知識経験又は優れた識見を有する特定の者を任命することを必要とする特別の事情がある場合

4 前項に定めるもののほか、同項の規定による候補者の募集（以下この条において「公募」という。）に關し必要な事項は、政令で定める。

（役員の内命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

5 | 主務大臣は、第一項の規定による法人の長の任命を行おうとするときは、多様な知識及び経験を活用した行政法人の適正かつ効率的な業務運営が行われるよう、当該法人の長であった者の経歴及び当該行政法人の役員に占める同種の職務の経歴を有する者の割合を考慮しなければならない。

6 | 主務大臣は、第一項又は第二項の承認を得ようとする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に該当すると認める理由。次項において同じ。）、当該任命を行おうとする理由、当該任命を行おうとする際に前項の規定により考慮した事項並びに第三十二条第一項又は第三十五条の六第一項及び第二項の評価の結果その他承認を得るために必要と認める事項を記載した書面を内閣に提出しなければならない。

7 | 主務大臣は、第一項又は第二項の規定により法人の長又は監事を任命したときは、公募の結果、当該任命を行った理由その他必要な事項を公表しなければならない。

8 | 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

9 | 第三項から第五項まで及び第七項の規定は、法人の長が前項の規定により役員を任命する場合について準用する。この場合において、第七項中「公募の結果」とあるのは、「遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に該当すると認める理由）」と読み替えるものとする。

（役員任期）

第二十一条 中期目標行政法人の長の任期は、当該中期目標行政法人の第二十九条第二項第一号に規定する中

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（役員任期）

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2| 期目標の期間（第三項において単に「中期目標の期間」という。）の初日から末日までとする。ただし、補欠の中期目標行政法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

3| 前項の規定にかかわらず、国立研究開発行政法人の長の任期は、事業年度の初日に開始するものとし、その期間は、三年以上五年を超えない範囲内において年を単位として主務大臣が定める期間とする。ただし、補欠の国立研究開発行政法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

4| 中期目標行政法人の監事の任期は、各中期目標の期間に対応して定めるものとし、当該対応する中期目標の期間の直前の中期目標の期間の最後の事業年度について財務諸表承認日（第三十八条第一項に規定する財務諸表の承認の日をいう。以下同じ。）の翌日から、当該対応する中期目標の期間の最後の事業年度について財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の中期目標行政法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5| 前項の規定にかかわらず、国立研究開発行政法人の監事の任期は、各国立研究開発行政法人の長の任期（補欠の国立研究開発行政法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、当該対応する国立研究開発行政法人の長の任期の直前の事業年度について財務諸表承認日の翌日から、当該任期中の最後の事業年度について財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発行政法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

6| 中期目標行政法人の役員（中期目標行政法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の中期目標行政法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

6 中期目標行政法人の役員は、再任されることができる。

2 役員は、再任されることができる。

第二十一条の二 行政執行法人の長の任期は、事業年度の初日に開始するものとし、その期間は、年を単位として個別法で定める。ただし、補欠の行政執行法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

(新設)

2 行政執行法人の監事の任期は、各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、当該対応する行政執行法人の長の任期の直前の事業年度についての財務諸表承認日の翌日から、当該任期中の最後の事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の行政執行法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 行政執行法人の役員(行政執行法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の行政執行法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 行政執行法人の役員は、再任されることができる。

(役員の定年)

第二十一条の三 行政法人は、社会一般の情勢を勘案して内閣総理大臣が定める基準に基づき、その役員の定年について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

(新設)

(役員義務)

第二十一条の四 行政法人の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び当該行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければ

(新設)

ならない。

(役員解任)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 (略)

(代表権の制限)

第二十四条 行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員等の損害賠償責任)

第二十五条の二 行政法人の役員又は会計監査人(以下この条において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、内閣総理大臣の承認がなければ、免

(役員解任)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 (略)

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(新設)

除することができない。

3 前項の規定にかかわらず、行政法人は、第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して内閣総理大臣が定める額を控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を第二十八条第一項の業務方法書で定めることができる。

(職員の任命)

第二十六条 行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第一節 通則

(業務の範囲)

第二十七条 各行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。（削る）

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、

3 | 行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(評価等の指針の策定)

第二十八条の二 総務大臣は、次条第一項の中期目標及び第三十五条の四第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項並びに第三十五条の六第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 | 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 | 主務大臣は、第一項の指針に基づき、次条第一項の中期目標及び第三十五条の四第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項並びに第三十五条の六第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

第二節 中期目標行政法人

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間(国立研究開発行政法人にあつては、三年以上七年以下の期間)において中期目標行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該中期目標行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について、第三十二条第一項の評価を明確に行うことができるよう

4 | あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(新設)

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

、具体的に定めるものとする。

一〇五 (略)

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その内容が第三十二条第一項の評価を明確に行うために十分に具体的なものであるかどうかについて、委員会（国立研究開発行政法人にあつては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により国立研究開発行政人の中期目標に係る意見を聴こうとするときは、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。

6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

(中期計画)

第三十条 中期目標行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、

一〇五 (略)

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受

主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)
(削る)

3 | 4 | 3 | 4 | 3 |
(略)
4 | 3 | 4 | 3 |
中期目標行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 中期目標行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標行政法人は、毎事業年度の終了後、次に掲げる事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績
二 評価を受けようとする事業年度についての次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定

けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)
(削る)

3 | 2 | 3 | 2 |
主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
4 | 3 | 4 | 3 |
(略)
5 | 4 | 3 | 4 |
独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 | 3 | 2 | 3 | 2 |
前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業

める事項

イ ロに掲げる事業年度以外の事業年度 中期目標の期間の最初から当該事業年度末までの期間に係る中期計画の進捗状況（中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、中期目標の期間における業務の実績）

ロ 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

2| 中期目標行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イ又はロに定める事項並びにこれらの事項についてそれぞれ自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならぬ。

3| 第一項の評価は、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イ又はロに定める事項についてそれぞれ総合的な評価を付して、行わなければならない。

4| 主務大臣は、国立研究開発行政法人に係る第一項の評価を行うおうとするときは、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

5| 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標行政法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号ロに定める事項について評価を行ったときは、委員会（国立研究開発行政法人にあつては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

6| 委員会（国立研究開発行政法人にあつては、委員会及び総合科学技術会議）は、前項の規定により通知さ

務の実績の全体について総合的な評価をして、行わなければならない。

3| 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4| 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5| 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

れた評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

7| 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第三十三条及び第三十四条 削除

(中期目標の期間の終了時の検討)
第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号ロに定める事項について評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措

(中期目標に係る事業報告書)
第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)
第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2| 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3| 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)
第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、国立研究開発行政法人について前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会（国立研究開発行政法人にあっては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）に通知するとともに、公表しなければならぬ。

4 委員会（国立研究開発行政法人にあっては、委員会及び総合科学技術会議）は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならぬ。

5 前項の場合において、委員会は、中期目標行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

6 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならぬ。

7 委員会は、第五項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

（内閣総理大臣への意見具申）

第三十五条の二 委員会は、前条第五項の規定により勧告をした場合において特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告をした事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（違法行為等の是正等）

第三十五条の三 主務大臣は、中期目標行政法人若しく

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は中期目標行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害すること
が明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該中期目標行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 行政執行法人

(年度目標)

第三十五条の四 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下「年度目標」という。）を定め、これを当該行政執行法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 年度目標においては、次に掲げる事項について、第三十五条の六第一項又は第二項の評価を明確に行うことができるよう、具体的に定めるものとする。

- 一 業務運営の効率化に関する事項
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 その他業務運営に関する重要事項

(事業計画)

第三十五条の五 行政執行法人は、前条第一項の指示を受けたときは、毎事業年度の開始前に、年度目標に基づき、主務省令で定めるところにより、事業計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これ

(新設)

(新設)

(新設)

を変更しようとするときも、同様とする。

2| 行政執行法人の最初の事業年度の事業計画については、前項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

3| 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

二| 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

三| 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四| 短期借入金の限度額

五| 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六| 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七| その他主務省令で定める業務運営に関する事項

4| 主務大臣は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その事業計画を変更すべきことを命ずることができる。

5| 行政執行法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十五条の六 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

2| 行政執行法人は、前項の規定による評価のほか、三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定

(新設)

める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3| 行政執行法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4| 行政執行法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する事項の実施状況及び当該事項の実施状況について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5| 第一項又は第二項の評価は、第一項に規定する業務の実績又は第二項に規定する事項の実施状況について総合的な評定を付して、行わなければならない。

6| 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該行政執行法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項の評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

7| 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

(監督命令)

第三十五条の七 主務大臣は、年度目標を達成するためその他この法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、行政執行法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(新設)

(事業年度)

第三十六条 行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した行政法人にあっては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

(削る)

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

3

主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を

3 | 行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 | 行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 | 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 | 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

5 | 行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条 行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

聴かなければならない。

4 | 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（新設）

（新設）

（会計監査人の監査）

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2| 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び

び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一| 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二| 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの

3| 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4| 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5| 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一| 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二| 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている行政法人又はその子法人の役員又は職員

三| 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(監事に対する報告)

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員(監事を除く。)の職務の執行に關し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に關する報告を求めることができる。

(会計監査人の資格等)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
- 二 行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最

(新設)

(会計監査人の資格)
第四十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(新設)

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最

初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 中期目標行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画(第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。))をいう。以下同じ。
(削る)
の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることのできる。

4 (略)

(借入金等)

第四十五条 行政法人は、中期目標行政法人の中期計画の第三十条第二項第四号又は行政執行法人の事業計画(第三十五条の五第一項の認可を受けた事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。))をいう。以下同じ。)の第三十五条

初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることのできる。

5 (略)

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をする事ができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

の五第三項第四号の短期借入金
の限度額の範囲内で、短期借入金
をすることができ、ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができ
る。

2・3 (略)

4 | 行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除く
。ほか、長期借入金及び債券発行をすることができない

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、行政法人
に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の
全部又は一部に相当する金額を交付することができる

2 | 行政法人は、業務運営に当たっては、前項の規定に
よる交付金について、国民から徴収された税金その他の
の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法
令の規定及び中期目標行政法人の中期計画又は行政執
行人の事業計画に従って適切かつ効率的に使用する
よう努めなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 行政法人は、不要財産であつて、政府
からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除
く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等
に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、
主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するもの
とする。ただし、中期目標行政法人の中期計画におい

2・3 (略)

4 | 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の
規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、
評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 | 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を
除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができ
ない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政
法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金
額の全部又は一部に相当する金額を交付することがで
きる。

(新設)

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、
政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するもの
を除く。）に係るもの（以下この条において「政府出
資等に係る不要財産」という。）については、遅滞な
く、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付する
ものとする。ただし、中期計画において第三十条第二

て第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期目標行政法人の中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の五第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が

項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主

定める金額については、当該行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

(削る)

5 | (略)

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができ、旨を催告しなければならない。ただし、中期目標行政法人の中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の五第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて払戻しの請求をすることができ、旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 行政法人は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産

務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 | 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、

評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 | (略)

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができ、旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求をすることができ、旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該

の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。
（）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。
（削る）

（余裕金の運用）

第四十七条 行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 三 （略）

（財産の処分等の制限）

第四十八条 行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、中期目標行政法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合又は行

財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 三 （略）

（財産の処分等の制限）

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に

政執行法人の事業計画において第三十五条の五第三項第六号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

(削る)

(会計規程)

第四十九条 行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第一節 中期目標行政法人

(役員の報酬等)

第五十条の二 中期目標行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。この場合において、役員に対する報酬の額は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を超えてはならない。

2 中期目標行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(新設)

(新設)

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）、民間企業の役員報酬等、当該中期目標行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

（役員の新設禁止）

第五十条の三 中期目標行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（新設）

（他の中期目標行政法人役員についての依頼等の規制）

第五十条の四 中期目標行政法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「中期目標行政法人役員」という。）は、密接関係法人等に対し、当該中期目標行政法人の他の中期目標行政法人役員をその離職後に、若しくは当該中期目標行政法人の中期目標行政法人役員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の中期目標行政法人役員若しくは当該中期目標行政法人役員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の中期目標行政法人役員をその離職後に、若しくは当該中期目標行政法人役員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2

一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものに従事し、若しくは従事していた他の中期目標行政法人役員又はこれらの業務に従事していた中期目標行政法人役員であった者を密接関係法人等の地

（新設）

位に就かせることを目的として行う場合

二 退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

三 大学その他の教育研究機関の研究者であつた者であつて任期（五年以内に限る。）を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の中期目標行政法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

四 第三十二条第一項第一号に掲げる事項及び同項第二号イに定める事項についての評価の結果に基づき中期目標行政法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、当該中期目標行政法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として主務大臣が指定したものの以外の地位に就いたことがない他の中期目標行政法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の中期目標行政法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

五 第三十五条第一項の規定による措置であつて政令で定める人数以上の中期目標行政法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該中期目標行政法人役職員の離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の中期目標行政法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

3 | 前二項の「密接関係法人等」とは、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）

のうち、資本関係、取引関係等において当該中期目標行政法人と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 | 第二項第二号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が中期目標行政法人の事務又は事業と密接な関連を有するものうち内閣総理大臣が定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、中期目標行政法人役員が当該中期目標行政法人の長の要請に応じ、引き続き当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に、中期目標行政法人役員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企業等に限る。）をいう。

5 | 第二項第二号の「退職手当通算予定役員」とは、中期目標行政法人の長の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人等（前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる中期目標行政法人役員であつて、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続き採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

6 | 第一項の規定によるもののほか、中期目標行政法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該中期目標行政法人が定める業務方法書若しくは第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は当該中期目標行政法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該中期目標行政法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該中期目標行政法人の役員若し

くは職員であつた者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

(法令等違反行為に関する在職中の求職の規制)

第五十条の五 中期目標行政法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は中期目標行政法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

第五十条の六 中期目標行政法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標行政法人の長にその旨を届け出なければならない。

一 中期目標行政法人役員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者(以下この条において「再就職者」という。)が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該中期目標行政法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該中期目標行政法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(当該中期目標行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該中期目標行政法人の役員又は管理若しくは監督の地

(新設)

(新設)

位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該中期目標行政法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に關する法令等違反行為の要求又は依頼

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該中期目標行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該中期目標行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該中期目標行政法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

（中期目標行政法人の長への届出）

第五十条の七 中期目標行政法人役員（第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、中期目標行政法人の長に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出を受けた中期目標行政法人の長は、当該中期目標行政法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った中期目標行政法人役員が職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

（中期目標行政法人の長がとるべき措置等）

第五十条の八 中期目標行政法人の長は、当該中期目標行政法人の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該中期目標行政法人における当該規定の遵守を確保するために必要

（新設）

（新設）

な措置を講じなければならない。

2 第五十条の六の規定による届出を受けた中期目標行政法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 中期目標行政法人の長は、毎年度、第五十条の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

(政令への委任)

第五十条の九 第五十条の四から前条までの規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(職員の給与等)

第五十条の十 中期目標行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 中期目標行政法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標行政法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。

第二節 行政執行法人

(新設)

(新設)

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)
第五十一条 行政執行法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員報酬等)

第五十二条 行政執行法人の役員に対する報酬等は、その役員が考慮されるものでなければならぬ。
この場合において、役員に対する報酬の額は、国家公務員の給与を参酌し、かつ、民間企業の役員報酬その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を超えてはならない。

2 行政執行法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与等を参酌し、かつ、民間企業の役員報酬等、当該行政執行法人の業務の実績及び事業計画の第三十五条の第三項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(削る)

(役員服務)

第五十三条 行政執行法人の役員（以下この条から第五

(役員及び職員身分)
第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員が考慮されるものでなければならぬ。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から

十六条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2
5 (略)

(役員)の退職管理)

第五十四条 国家公務員法第百八条(第二項第三号を除く。)、第百九条(第二項第三号を除く。)、第百十条から第百二十三号まで、第百三十一条(各号列記以外の部分に限る。)、第百四十四条(第四項を除く。)、第百四十五条第一項、第百七十条(第七号から第十一号までに係る部分に限る。)、第百七十一条(第一項第十四号から第十七号までに係る部分に限る。)、及び第百七十二号から第百七十四条までの規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

読み替えられる国家公務員法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第百八条第二	(略)	(略)
行政法人通則法第五十四条において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条にお	第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項	

第五十六条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2
5 (略)

(役員)の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第百八条(第二項第三号を除く。)、第百九条(第二項第三号を除く。)、第百十条から第百二十三号まで、第百三十一条(各号列記以外の部分に限る。)、第百四十四条(第四項を除く。)、第百四十五条第一項、第百七十条(第七号から第十一号までに係る部分に限る。)、第百七十一条(第一項第十四号から第十七号までに係る部分に限る。)、及び第百七十二号から第百七十四条までの規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

読み替えられる国家公務員法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第百八条第二	(略)	(略)
独立行政法人通則法第五十四条の二において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を	第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項	

第百四十四条 第一項	第百三十一条	(略)	第百九条第二 項第一号	第百八条第四 項	
委員会又はその指 名する者(前章第 一人)	前条の任務を達成 するため、次に掲 げる事務	(略)	退職手当通算予定 職員(前条第四項 に規定する退職手 当通算予定職員)	第二項第二号の「 退職手当通算予定 職員」	いて準用する次項
委員会は、行政法 人通則法第五十四	行政法人通則法第 五十四条において 準用する国家公務 員法の規定に基づ き委員会に属させ られた事務	(略)	退職手当通算予定 役員(行政法人通 則法第五十四条に おいて準用する前 条第四項に規定す る退職手当通算予 定役員)	行政法人通則法第 五十四条において 準用する第二項第 二号の「退職手当 通算予定役員」	

第百四十四条 第一項	第百三十一条	(略)	第百九条第二 項第一号	第百八条第四 項	
委員会又はその指 名する者(前章第 一人)	前条の任務を達成 するため、次に掲 げる事務	(略)	退職手当通算予定 職員(前条第四項 に規定する退職手 当通算予定職員)	第二項第二号の「 退職手当通算予定 職員」	同条において準用 する次項
委員会は、独立行 政法人通則法第五	独立行政法人通則 法第五十四条の二 において準用する 国家公務員法の規 定に基づき委員会 に属させられた事 務	(略)	退職手当通算予定 役員(独立行政法 人通則法第五十四 条の二において準 用する前条第四項 に規定する退職手 当通算予定役員)	独立行政法人通則 法第五十四条の二 において準用する 第二項第二号の「 退職手当通算予定 役員」	

第七十四号	第七十四号 第一百十條第一項から第四項まで	行政法人通則法第五十四條において準用する第一百十條第一項から第四項まで
第七十四号 第二号	第二百二十條第一項	行政法人通則法第五十四條において準用する第二百二十條第一項

(役員)の災害補償)
 第五十五條 役員は、公務上の災害又は通勤による災害に對する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に對する福祉事業については、行政執行法人の職員の例による。

(職員)の給与)

第五十七條 行政執行法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、かつ、職員が發揮した能率が考慮されるものでなければならない。
 2 行政執行法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に關する法律の適用を受ける国家公務員の給与を參照し、かつ、民間企業の従業員の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

第七十四号	第七十四号 第一百十條第一項から第四項まで	独立行政法人通則法第五十四條の二において準用する第一百十條第一項から第四項まで
第七十四号 第二号	第二百二十條第一項	独立行政法人通則法第五十四條の二において準用する第二百二十條第一項

(役員)の災害補償)
 第五十五條 役員は、公務上の災害又は通勤による災害に對する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に對する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

(職員)の給与)

第五十七條 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、かつ、職員が發揮した能率が考慮されるものでなければならない。
 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十八条 行政執行法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、行政執行法人の職員(以下この条において単に「職員」という。)には適用しない。

一 九 (略)

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「行政法人通則法第二条第三項に規定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。)」と、同法第七項中「政府又はその機関」とあるのは「行政執行法人」と、同法第八条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「行政執行法人」と、同法第二項中「政令で定める」とあるのは「行政執行法人が定めて公表する」と、同法第三十七條第一項中「場合には、内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第五十三條第五項中「第五十六條第一項に規定する給与に関する法律」とあるのは「行政法人通則法第五十七條第二項に規定する給与の基準」と、同法第六十四條第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法第六十五條第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員が勤務する行政執行法人の長」と、同法第七十三條第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第七十五條第三項中「

(職員の勤務時間等)

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員(以下この条において単に「職員」という。)には適用しない。

一 九 (略)

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)」と、同法第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第八条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第三十七條第一項中「場合には、内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第五十三條第五項中「第五十六條第一項に規定する給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七條第二項に規定する給与の基準」と、同法第六十四條第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第六十五條第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員が勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十三條第四号中「官制」とあるのは

給与に関する法律」とあるのは「行政法人通則法第五十七條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第七十七條第二項各号中「政令で」とあるのは「行政執行法人の長が」と、同法第七十八條第二項中「ときは、内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第二百二條第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員が勤務する行政執行法人の長」と、同法第二百三條第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人」と、同法第二百五條第二項中「官庁」とあるのは「行政執行法人」と、同法第二百六條中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可（職員が第五十二條第一項の規定により派遣される場合にあつては、当該職員の所轄庁の長の申出による内閣総理大臣の承認）」とあるのは「職員が第五十二條第一項の規定により派遣される場合を除き、当該職員の勤務する行政執行法人の長の許可」とする。

3

職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五條及び第六條第三項の規定の適用については、同法第五條第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同法第二項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三條第一項」とあるのは「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四條第一項」と、同法第三項中「政令（派遣職員が檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律

「組織」と、同法第七十五條第三項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第七十七條第二項各号中「政令で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第七十八條第二項中「ときは、内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第二百二條第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員が勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第二百三條第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同法第二百五條第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第二百六條中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可（職員が第五十二條第一項の規定により派遣される場合にあつては、当該職員の所轄庁の長の申出による内閣総理大臣の承認）」とあるのは「職員が第五十二條第一項の規定により派遣される場合を除き、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の許可」とする。

3

職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五條及び第六條第三項の規定の適用については、同法第五條第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同法第二項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三條第一項」とあるのは「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四條第一項」と、同法第三項中「政令（派遣職員が檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律

第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)とあるのは「行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「行政法人通則法第二条第三項に規定する行政執行法人は」と、「同法」とあるのは「国家公務員災害補償法」とする。

4

職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十条の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合」として政令で定める場合における休暇」とあるのは「行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により政令で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「政令で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するもの」として勤務時間法第二十三条の規定により政令で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」という。))に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げること)をいう。以下この項において同じ。))を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。))に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間(週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間を

第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4

職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十条の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合」として政令で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により政令で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「政令で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するもの」として勤務時間法第二十三条の規定により政令で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」という。))に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げること)をいう。以下この項において同じ。))を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。))に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間(週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間を

いう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように行政法人通則法第二条第三項に規定する行政執行法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5・6 (略)

(国会への報告等)

第六十条 行政執行法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第五十二条第一項の規定により派遣された者、同法第七十四条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、行政執行法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 行政執行法人は、国家公務員法第二章第九節及び第五章（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5・6 (略)

(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第五十二条第一項の規定により派遣された者、同法第七十四条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第二章第九節及び第五章（第五十四条の二において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(削る)

第六十一条から第六十三条まで 削除

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならぬ。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要

があるとき、行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第六十五条 削除

(解散)
第六十六条 行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)
第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第三十五条の四第一項の規定により年度目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 三 第三十条第一項、第三十五条の五第一項、第四十条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。
- 四 (略)

があるとき、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)
第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)
第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 四 (略)

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣及び主務省令は、個別法で定める。

第六十九条 正当な理由がないのに第五十三条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。当該行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はそのほう助をした者も、同様とする。

第六十九条の二 第五十三条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 四 (略)

五 第三十条第三項、第三十二条第七項、第三十五条の三、第三十五条の五第四項又は第三十五条の七の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十二条第二項又は第三十五条の六第三項若し

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第六十九条 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。当該行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はそのほう助をした者も、同様とする。

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 四 (略)

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず

くは第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

七 第三十八条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

八 (略)

九 第五十条の八第三項又は第六十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第四項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 国は、第一項の規定により行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合

、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

八 (略)

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った

(政令で定める場合を除く。) 適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

場合(政令で定める場合を除く。) 適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。